

北海道函館方面公安委員会告示第51号

平成18年北海道函館方面公安委員会告示第35号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月30日

北海道函館方面公安委員会委員長 齋藤利仁

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道5号	函館方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道37号	
一般国道227号	
一般国道228号	
一般国道229号	
一般国道230号	
一般国道276号	
一般国道278号	
道道 江差木古内線	
道道 寿都黒松内線	
道道 奥尻島線	
道道 大沼公園鹿部線	
道道 函館南茅部線	
道道 函館上磯線	
道道 江差停車場線	
道道 大沼公園線	
道道 函館漁港線	
道道 大野上磯線	